

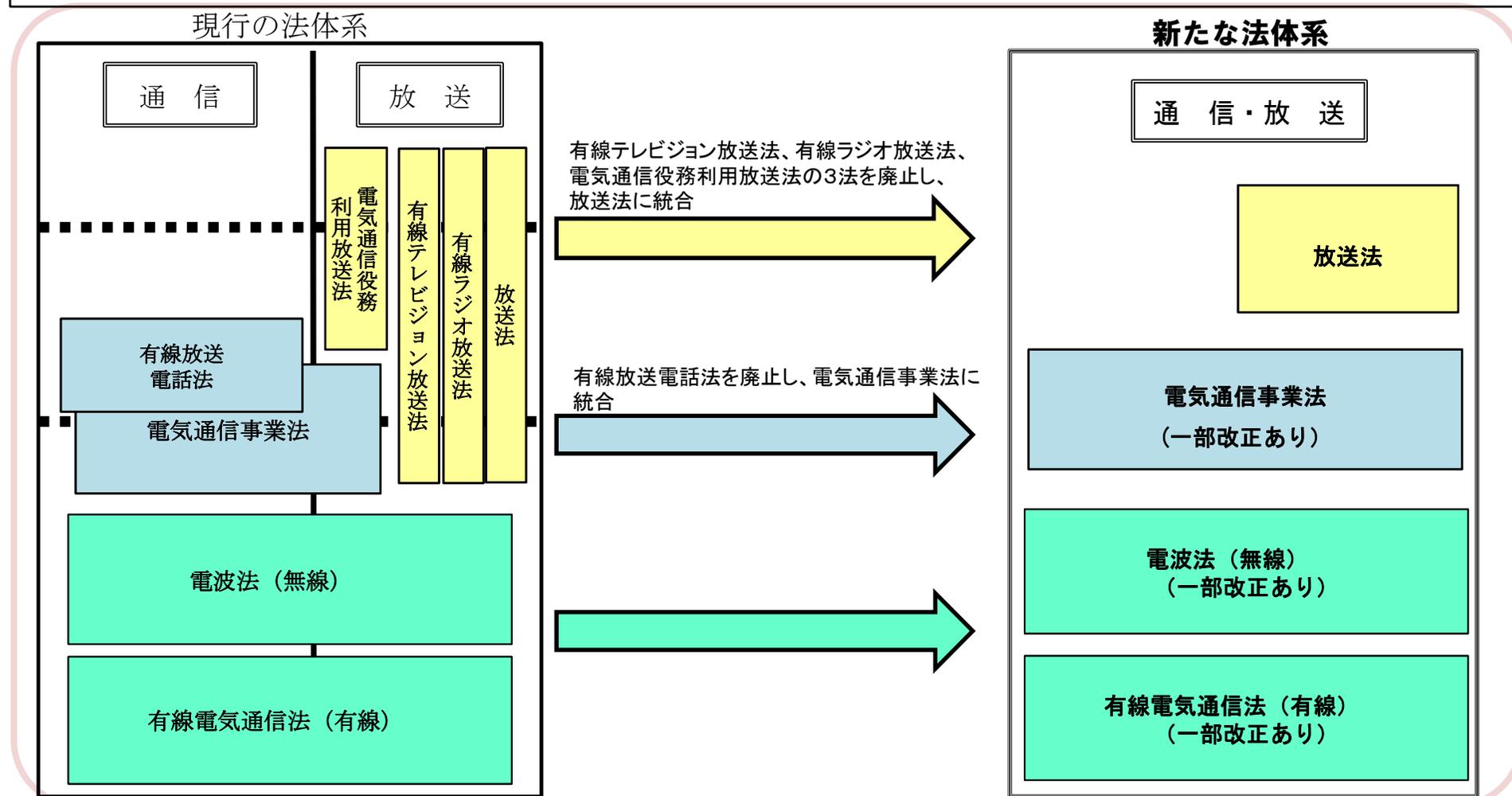
改正後の放送法における放送の種類について

平成23年6月23日

総務省

通信・放送法体系の見直し

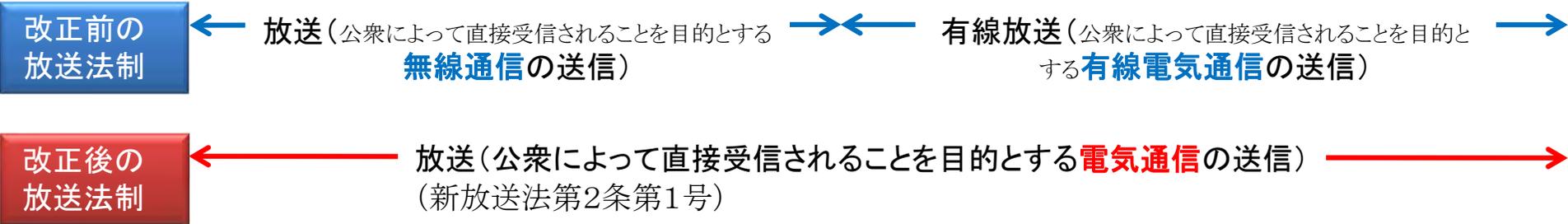
- 情報通信審議会答申を踏まえ、放送類似の通信コンテンツを規律の対象とはしない。
- 通信においては「通信の秘密」の保護（憲法第21条第2項）が、放送においては「表現の自由」の確保（憲法第21条第1項）が重要であるように、通信と放送では互いに維持すべき法益・目的が異なるため、電気通信事業法制と放送法制を敢えて一本化し、事業者規制を横断化することはせず、①放送法制の一本化（4本→1本）、②電気通信事業法制の一本化（2本→1本）を実施する。



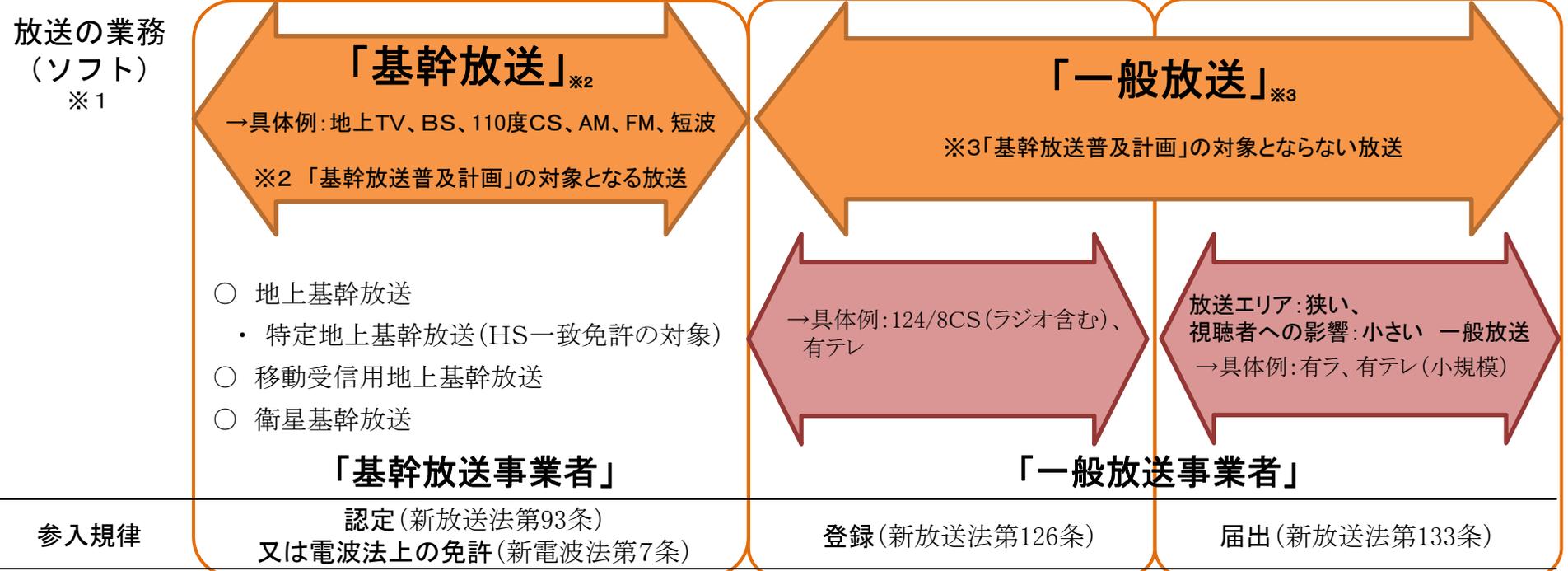
(注) NTT法、青少年インターネット環境整備法、プロバイダ責任制限法等は、今般の改正の対象外。

放送の参入に係る制度の整理・統合、弾力化

- ・放送関連4法でそれぞれの形態の「放送」が別々に定義されているため、分かりにくい。
- ・新たな放送法においても一定の放送を確保すべきことから、そのための枠組みを設けることが必要。
- ・現行の法体系では、放送の種別ごとに事業形態が決められてしまっており、経営の柔軟性を確保することが不十分。



○ 放送の業務(ソフト)と設備の設置(ハード)の手続を整理し、あらゆる放送についてハード・ソフトの一致か分離かを事業者が選択可能に



※1ハード・ソフト分離のハード事業者は、「基幹放送局提供事業者」として、電気通信事業法の適用が除外された上で、放送法による特別な役務提供義務が課される。(新電気通信事業法第2条、新放送法第117条)

新たな放送法制における主な規律の適用関係

主な規律		放送の区分	基幹放送		一般放送		
			特定地上基幹放送	特定地上基幹放送以外の地上基幹放送 衛星基幹放送 移動受信用地上基幹放送	右以外の放送	有線ラジオその他受信者の利益及び放送の健全な発達に及ぼす影響が比較的少ないもの	
周波数割当計画(基幹放送用割当可能周波数の確保)			○			×	
基幹放送普及計画・基幹放送用周波数使用計画			○			×	
主な規律	放送の業務への参入	参入手続き	電波法の免許	認定	登録	届出	
		HS一致/分離の選択可能性		一致のみ	○	○	○
		参入要件	経理的基礎	○		×	×
			技術的能力	○		○	×
			技術基準(安全信頼性・標準方式)	○		○	×
			表現の自由享有基準	○		×	×
	比較審査		○		×	×	
	番組規律	放送番組編集の自由、字幕、訂正、再放送、候補者、内外放送	○		○	○	
		番組基準、番組審議機関	○(臨時かつ一時の目的の放送等を除く)		○(臨時かつ一時の目的の放送等を除く)	×	
		番組調和、種別公表、災害、教育、学校、供給協定制限	○(番組調和原則と種別の公表は、総合編成のテレビジョン放送のみに適用)		×	×	
	技術基準の適合維持、重大事故報告		○		○	×	
有料放送の約款届出・公表		○		×	×		
有料放送の説明義務等		○		○	○		